

令和8年度奈半利町国保ヘルスアップ事業委託業務 仕様書

1. 委託業務

令和8年度奈半利町国保ヘルスアップ事業委託業務

2. 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日

3. 事業実施の背景・目的

奈半利町の医療費適正化を目指すため効果的な保健事業の実施を行うことが求められるなかで、町の傾向分析を実施するとともに、「奈半利町特定健康診査等実施計画」及び「データヘルス計画」に基づき、特定健康診査受診者のフォローや健康教室、重複多剤禁忌服薬者等への指導を実施することで、被保険者の健康意識の向上を目指す。

4. 委託業務内容

(1) 対象者抽出、効果測定

- ・ 特定健診対象者を分析し、対象者を抽出すること。
- ・ 対象者選定後も、町が随時提供する最新の国保資格者情報や受診者データを活用し、対象者データの更新を行いながら業務を行うこと。
- ・ 受診勧奨データ分析と勧奨結果を踏まえた事業全体の効果検証を行うとともに、PDCAサイクルに基づく事業となるよう、次年度の事業展開について提案を行うこと。

(2) 特定健診受診者へのフォロー

① 受診勧奨判定値を超えている方への指導

- ・ 特定健診受診者（集団健診）の受診結果より、受診勧奨判定値を超えている方に、専門職（保健師または管理栄養士）による個別面談または電話支援を実施すること。初回の面談または電話指導から2～3か月経過後に電話による改善状況等の確認や指導を行うこと。
- ・ 電話による面談参加勧奨を行うこと。（50件程度）
- ・ 架電時に対象者が不在の場合は、実施日や時間帯を変えて最大3回架電することとし、家族が対応した場合は伝言をすること。
- ・ フリーダイヤルの使用は不可とし、固定電話（市外局番088）から発信すること。
- ・ 参加勧奨及び個別面談等の指導には、専門職（保健師または管理栄養士）が従事すること。
- ・ 架電不在者及び面談欠席者に向けた通知文書（A4片面、4色）作成すること。

(3) 特定保健指導利用勧奨（60件程度）

- ・ 集団健診当日（計3日間）に特定保健指導の実務経験を有する専門職（保健師または管理栄養士）を各日2名会場に派遣し、対象者に利用勧奨を実施すること。
- ・ 原則、県内在住の従事者で対応すること。
- ・ 集団健診の後日、対象者と把握できた者については、特定保健指導の実務経験を有する専門職（保健師または管理栄養士）による電話（番号不明者は通知）利用勧奨を実施すること。
- ・ 事前に電話勧奨マニュアルを作成し、マニュアルに基づき特定保健指導の実務経験を有する専門職（保健師または管理栄養士）が利用勧奨を行うこと。
- ・ 架電時に対象者が不在の場合は、実施日や時間帯を変えて最大3回架電することとし、家族が対応した場合は伝言をすること。
- ・ フリーダイヤルの使用は不可とし、固定電話（市外局番088）から発信すること。

(4) 糖尿病性腎症重症化予防（2名程度）

- ・ 町が提出する高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムⅡの対象者に対し、対象者1名あたり個別面談1回及び電話2回の指導を実施すること。
- ・ 初回の面談から1か月ごとに電話による改善状況等の確認や指導を行うこと。訪問に係る人件費、交通費、保険費は委託料に含む。
- ・ 対象者には、必要に応じて町職員と共に訪問による参加勧奨を実施すること。
- ・ 記録票のデータ入力は委託に含まない。
- ・ 指導にあたっては、医師監修の指導用冊子を作成し、活用すること。

(5) 健康教室の開催

①健康教室（5回）

- ・ 国保被保険者を対象として、健康運動指導士による運動教室を5回開催すること。指導内容は、自宅でも継続できる実技とする。
- ・ 案内チラシ（A4片面、4色）を作成し、PDFデータを納品すること。
- ・ 当日の受付及び教室運営を行うこと。
- ・ 講師として、健康運動指導士を毎回1名派遣すること。
- ・ 健康機器1台（測定スタッフ含む）を2回持参し、機器の測定支援を行うこと。
- ・ 毎回、参加者に対してアンケートを実施し、意識の変化などを確認すること。
- ・ 日程・会場は町と協議して決定する。
- ・ 運動教室で実施する運動内容についてとりまとめた運動チラシ（A3両面、4色）を作成しPDFデータを納品すること。運動チラシは、講師を担当する健康運動指導士が監修すること。

(6) 重複多剤服薬者対策

- ①町より提供するレセプトデータ、特定健診データ等を用いて医薬品添付文書に記載される項目に則って本来投薬すべきでない患者やその状態を分析し、ポリファーマシーの概念を熟知した医師または薬剤師が監修を行った薬効により傷病名禁忌・併用禁忌・重複（同一成分・同種同効）・長期服用・多剤服薬者を抽出する。
- ②町が提供するレセプトデータをクレンジングし、特定健診データとともにデータベース化したうえで突合分析する。分析の結果、傷病名禁忌・併用禁忌・重複・長期服用・多剤に該当するものを抽出し、通知対象者を決定する（100人程度）
- ③通知発送者に以下の書面を作成し郵送すること。
 - ・個人ごとに抽出条件に該当する項目の状況を記載した通知（個別通知）
 - ・委託者が併用禁忌・重複・長期服用・多剤に関する分析をし、該当可能性がある対象者に本通知を郵送している主旨及び医療従事者に本通知を持参し適正医療の参考に利用する旨を記載したチラシ
- ④個別通知には以下の項目を記載すること。
 - ・抽出条件に該当した医薬品名、処方医療機関と調剤した薬局のグループ
 - ・調剤医薬品名単位の処方日数及び回数
 - ・対象月の医療機関別の医薬品の種類の剤数
 - ・処方された月
- ⑤通知書は宛名一体のA3両面1枚でカラー刷りとすること。
封筒の作成、封入封緘作業、郵送費についても委託に含む。
- ⑥有害事象の可能性がある対象者に対する通知は、医療従事者にわかりやすく有害事象の項目を記載してあること。
 - ・有害事象や多剤の対策が促進されるよう、処方元及び調剤元の医療機関名等が通知に記載されていること。
 - ・多剤の可能性がある対象者に対する通知は、多剤による有害事象の可能性、残薬の確認等、多剤の弊害を認識啓蒙する記事を掲載すること。
 - ・処置薬や入院の処方、検査薬は除外し、内服に該当する外用剤（座薬・貼付剤・吸入剤など）も有害事象と剤数のカウント対象とすること。

- ⑦通知発送後、専門職（保健師・管理栄養士等）による訪問または電話による指導を実施すること。初回の訪問または電話指導から2～3か月程経過後に訪問または電話による改善状況等の確認や指導を行うこと。訪問に係る人件費、交通費、保険費は委託料に含む。（40件程度）
- ⑧通知発送後に通知発送者の服薬状況を確認のうえ、併用禁忌・重複・長期服用・多剤の改善有無を分析する。改善が見られた場合は、禁忌に対する疾病や薬効分類の割合、本通知による有害事象による医薬品の削減効果額、対象者の属性を分析する。

5. 成果品

受託者は業務の完了に当たり次の書類を提出すること。

- ①報告書
- ②対象者別内容取りまとめデータ（Excel形式）
- ③マニュアル・通知物等様式（PDF形式）
- ④①～③を収録したCD-ROM

6. その他

- ・この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するものとする。
- ・本業務に係る国、県への各種報告・資料提出があった場合には、委託者の指示する時期に円滑に対応すること。
- ・受託者は、直近3か年間において高知県内の3保険者以上で特定保健指導利用勧奨等の受診者フォローを実施した実績を有する事業者を必須条件とする。
- ・多くの個人情報を取り扱うため、プライバシーマークを取得しており、複数回更新した実績を有することに加え、ISO/IEC27001の取得を必須とする。